

(公印省略)  
保指第695号  
令和元年10月11日

介護サービス事業者 様

福岡市長 高島 宗一郎  
(保健福祉局高齢社会部事業者指導課)

### 福岡市における介護保険サービスと保険外サービスを 組み合わせて提供する場合の取り扱いについて（通知）

標題の件については、留意いただきたい事項を下記のとおり整理しましたので、お知らせします。

#### 記

#### 1 留意事項

介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合にあたっては、平成30年9月28日付「介護保険最新情報 Vo1678」を遵守するとともに、本市においては、次の要件を満たした場合に可能としますので、適切な運用をお願いします。

##### 《共通》

- (1) 利用者の希望や生活状況、地域性等から、生活全般の解決すべき課題を的確に把握し、サービス担当者会議において、保険外サービスが介護保険サービスとして提供すべき内容でないか確認するとともに、保険外サービスの必要性について十分に検討したうえで、サービス担当者会議の要点等に記録すること。
- (2) 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に、介護保険サービスと保険外サービスの違いを明確に区分して位置付けること。

##### 《居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者》

- (1) モニタリングにおいて、サービス事業者が、介護保険サービスと保険外サービスを明確に区別し提供を行っているか、適切な請求がなされているかを確認したうえで、給付管理を行うこと。
- (2) サービス事業者が、利用者の支給限度基準額を超えて行う介護保険サービスを、保険外サービスとしないこと。

##### 《サービス事業者》

介護保険サービスと保険外サービスがそれぞれどの程度の時間必要かを把握し、個別サービス計画に反映させること。

※ 保険外サービスを中止する場合は、利用者の心身の状況や置かれている環境が変化していることが想定されることから、上記「共通（1）」と同様に、サービス担当者会議を開催して、居宅サービス計画等の見直しを行ってください。

## 2 訪問介護事業及び第1号訪問サービス事業に係るサービス提供責任者について

サービス提供責任者は、専ら指定訪問介護等に従事することが求められていますが、介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合にのみ、業務に支障がない範囲で保険外サービスにも従事することは可能とされています。

なお、「業務に支障がない範囲」の本市の見解については、次のとおりです。

- (1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第5条（訪問介護員等の員数）の規定が満たされているとともに、同基準第28条（管理者およびサービス提供責任者の責務）の規定に沿った運営が適正に行われていること。
- (2) 介護保険サービスが主たる目的であり、かつ、保険外サービスは介護保険サービスに付随して提供される内容であること。
- (3) 保険外サービスの提供時間が介護保険サービスの提供時間を超えないこと。

※ サービス提供責任者が保険外サービスのみを提供することはできません。

※ 上記2（2）、（3）に該当しない場合は、サービス提供責任者以外の訪問介護員でご対応ください。

## 3 参考

平成30年9月28日付「介護保険最新情報Vol 678」

介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて

### 【問い合わせ先】

福岡市 保健福祉局 高齢社会部

事業者指導課 在宅指導係

メール：[kyotaku@city.fukuoka.lg.jp](mailto:kyotaku@city.fukuoka.lg.jp)